

欠席・遅刻・出席停止などについて

欠席・遅刻の連絡について

病気や怪我、体調不良あるいは、家庭の用事や忌引きなどで学校を欠席、遅刻する場合は、連絡帳に用件を書いていただき、友だちを通して担任までお知らせください。

※学校業務に支障をきたしますので、電話での連絡はご遠慮ください。

早退や怪我発生時の連絡について

登校後に体調不良や怪我により早退や受診が必要になった場合、ご家庭に連絡させていただきます。早退時は、保護者の方にお迎えをお願いします。

出席停止について

学校保健安全法の規定により、下記の学校感染症にかかった場合、休養と感染予防のために出席停止になります。以下のような病気にかかれた際は、学校へ連絡をください。

病気が治って登校するときには、「出席停止解除証明書」を主治医に記入していただき、学校へ提出くださいますようお願いいたします。

※「出席停止解除証明書」は、学校のホームページよりダウンロード、印刷して利用いただけます。

<学校感染症>

第一種 ポリオ ジフテリア 細菌性赤痢 等

第二種 インフルエンザ 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
風疹（三日ばしか） 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜炎（プール熱） 結核
髄膜炎菌性髄膜炎

第三種 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎
コレラ 腸チフス パラチフス

※第二種感染症の出席停止期間（学校保健安全施行規則、2012年4月改正）

病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜炎	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

ただし病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない

※第3種その他感染症・手足口病・伝染性紅斑・マイコプラズマ肺炎・感染性胃腸炎など、原則として出席停止の対象ではありません。A 群溶連菌感染症については医師の判断により出席停止が指示される場合があります。しかし、出席解除証明書の発行はありませんので、連絡帳等によりお知らせ下さい。

※集団発生など、感染拡大の恐れがある場合は、学校医と相談の上、学級閉鎖などの措置を行います。